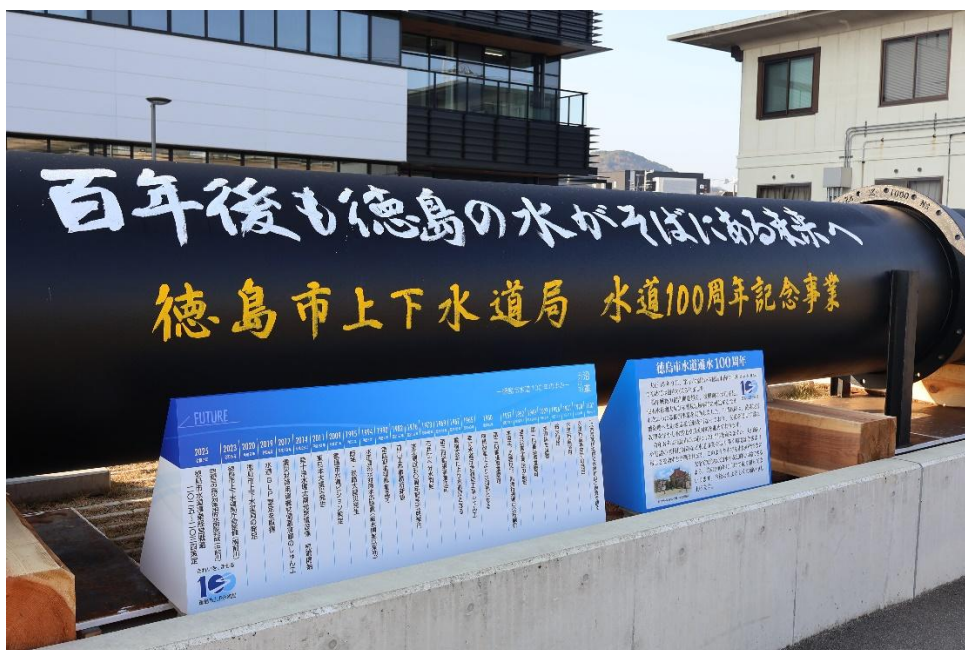


令和8年度

水質検査計画



きれいを、まもる



令和8年3月

徳島市上下水道局

目 次

1	水質検査計画	1
2	基本方針	1
	（1） 検査項目	
	（2） 検査回数	
	（3） 採水の場所	
3	水道事業の概要	1
	（1） 給水状況	
	（2） 水源	
	（3） 浄水施設	
4	水質検査体制	4
	（1） 水質検査方法	
	（2） 水質検査の精度と信頼性	
	（3） 精度管理	
5	採水の場所	5
6	定期の水質検査	7
	（1） 給水栓毎日検査	
	（2） 水質基準項目	
7	水質管理のための水質検査	9
	（1） 水質管理目標設定項目	
	（2） クリプトスポリジウム等及び指標菌	
	（3） 水質管理のための独自項目	
	（4） 河川の水質調査のための項目	
8	臨時の水質検査	11
9	給水開始前の水質検査	12
10	検査の請求を受けたときの水質検査	12
11	水質検査の委託	12
12	関係機関との連携	12
13	水質検査計画と検査結果の公表	12
	（1） 水質検査計画の公表	
	（2） 水質検査計画の見直し	
	（3） 水質検査結果の公表	

1 水質検査計画

徳島市上下水道局では、毎事業年度の開始前に次の事項を記載した「水質検査計画」を策定し、この計画に従って水質検査を実施します。

- 水質管理において留意すべき事項
- 水質検査の項目、採水の場所、検査回数及びその理由
- 検査を省略する項目については、当該項目及びその理由
- 臨時の水質検査に関する項目
- 水質検査を委託する場合における当該委託の内容
- その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

水質検査計画と水質検査の結果を公表することによって、水質検査の適正化と透明性の確保を図ります。そして、水質検査の結果から、計画を毎年見直すことによって、より一層安全でおいしい水の供給に努めていきます。

2 基本方針

水道水が、水質基準に適合し、安全であることを保証するために、以下の方針で水質検査を行います。

(1) 検査項目

給水栓毎日検査、水質基準項目、水質管理目標設定項目、クリプトスポリジウム及びジアルジア(以下、「クリプトスポリジウム等」という。)、大腸菌及び嫌気性芽胞菌(以下、「指標菌」という。)及び本市が独自に定めた項目について検査を行います。

(2) 検査回数

水道法(以下、「法」という。)に基づき、定期的に検査を行います。特に監視が必要な項目や法に示されていない項目については、本市が独自に回数を定めます。

(3) 採水の場所

配水系統ごとに検査地点を選定します。河川上流、原水、処理工程水、浄水施設についても水質の監視に重要な地点を選定します。

3 水道事業の概要

(1) 給水状況（令和7年3月31日現在）

行政区域内人口	243,480 人
給水人口	227,975 人
給水戸数	131,429 戸
一日最大配水量	87,231 m ³
一日平均配水量	81,693 m ³
一人一日平均配水量	358 L

(2) 水源

水源	概要
第1水源	第十浄水場内に創設時竣工した地下水です。昭和 33 年頃からマンガン濃度が増加したため、金属イオン封鎖剤の注入及びアルカリ処理等を行い対応しましたが、後に鉄バクテリアや微小生物の異常発生をきたし、昭和 49 年4月から取水を停止しました。現在は、予備水源として湧水や事故対策時など緊急時に即座に運用できるよう管理しています。 【留意項目等】 硝酸態窒素、マンガン、指標菌、クリプトスポリジウム等
第2水源	佐古配水場内に第1期拡張時竣工した鮎喰川の地下水です。年間を通じて水温、水質ともに安定し、適度なミネラル分を含有する水です。水源上流域の一部で有機塩素系溶剤の汚染が判明し、当水源も微量の有機塩素系溶剤が検出されていますが、水質基準値以下であり安全性に問題はありません。水質検査による継続的な監視と水質管理に努めています。 【留意項目等】 テトラクロロエチレン、マンガン、指標菌
第3水源 	蔵本公園内にある市街地の鮎喰川の地下水です。年間を通じて水温、水質ともに安定し、適度なミネラル分を含有する水です。水源上流域の一部で有機塩素系溶剤の汚染が判明し、当水源も微量の有機塩素系溶剤が検出されていますが、水質基準値以下であり安全性に問題はありません。水質検査による継続的な監視と水質管理に努めています。 【留意項目等】 硝酸態窒素、テトラクロロエチレン、指標菌
第4水源  	吉野川第十堰上流 500m付近の河川敷にある井戸で、地下 10～15m付近の砂礫層から取水している地下水(伏流水)です。年間を通じて安定した水量を取水できる本市の主力水源の一つです。平成7年頃から一部の井戸でマンガン濃度の上昇が認められたため、平成9年 11 月に鉄・マンガン除去施設を設置しました。また、クリプトスポリジウム等原虫対策として高感度濁度計を設置し、濁度の連続監視を行っています。平成 26 年5月に一部の井戸からかび臭物質が基準値以下ではありますが検出されたため、水質監視の強化に努めています。令和6年 12 月から、第6水源と混合する処理方法を追加しました。 【留意項目等】 ヒ素、マンガン、かび臭物質、アンモニア態窒素、指標菌、クリプトスポリジウム等
第5水源	第十浄水場内地下 35mの地下水です。年間を通じて水温、水質ともに安定し、適度なミネラル分を含有する水です。
第6水源 	本市の主要水源で、吉野川第十堰上流2km 付近で取水している比較的清浄で水量に恵まれた表流水です。河川水位低下時には、異臭味対策として粉末活性炭を注入し、良好な水質の確保に努めています。夏期のアルミニウム対策として超高塩基度 PACを使用して処理しています。また、クリプトスポリジウム等原虫対策として高感度濁度計を設置し、ろ過水濁度の連続監視を行っています。 【留意項目等】 消毒副生成物、アルミニウム、かび臭物質、pH 値、味、臭気、クリプトスポリジウム等、濁度、河川水質事故
第7水源	第十浄水場内地下 40mの地下水です。年間を通じて水温、水質ともに安定し、適度なミネラル分を含有する水です。

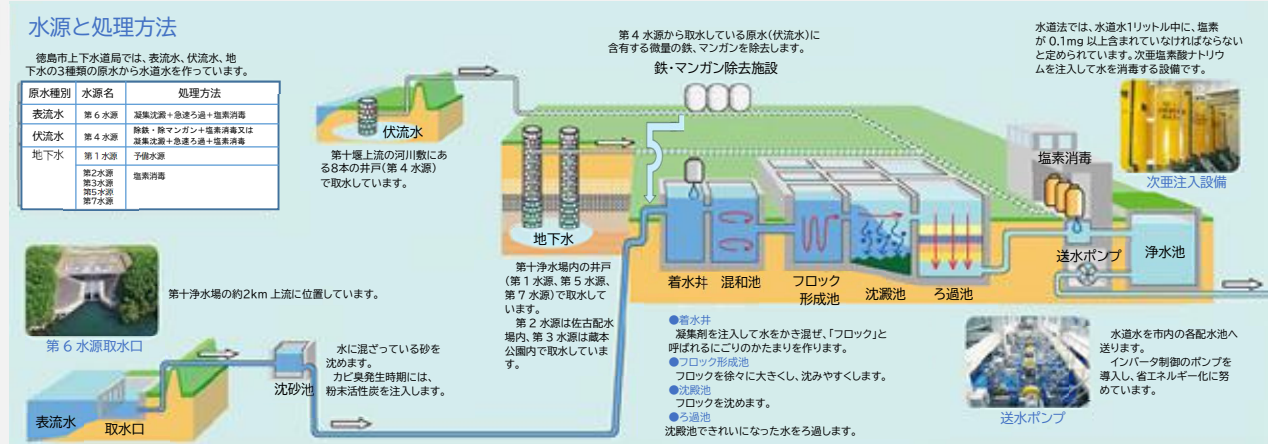
(3) 浄水施設

本市は、第十浄水場で吉野川水系の表流水、伏流水及び地下水を浄水処理し、約 95%の地区に給水しています。残り 5 %は、吉野川支流鮎喰川の地下水を塩素消毒し、給水しています。



所在地	名西郡石井町藍畑字第十 262-4	
敷地面積 (m ²)	90,744	
処理能力 (m ³ /日)	表流水	99,000
	伏流水	40,000
	地下水	28,200

		第 1 水源 (予備水源)	第 2 水源	第 3 水源	第 4 水源	第 5 水源	第 6 水源	第 7 水源
河 川 名		吉野川	鮎喰川	鮎喰川	吉野川	吉野川	吉野川	吉野川
所 在 地		第十浄水場	佐古配水場 ¹⁾	第3水源 ²⁾	第十浄水場	第十浄水場	第十浄水場	第十浄水場
水源種別		地下水	地下水	地下水	地下水 (伏流水)	地下水	表流水	地下水
取水能力(m ³ /日)		(5,000)	2,600	4,140	40,000	13,200	99,000	15,000
浄水処理 使用薬品	凝集剤	ポリ塩化 アルミニウム			ポリ塩化 アルミニウム ³⁾		ポリ塩化 アルミニウム	
	アルカリ 剤						水酸化 ナトリウム	
	消毒剤	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム	次亜塩素酸 ナトリウム
	その他						粉末活性炭	



- 1) 徳島市南佐古六番町 3 番 1
- 2) 徳島市庄町一丁目 76 番 2
- 3) 凝集沈澱+急速ろ過処理の場合

4 水質検査体制

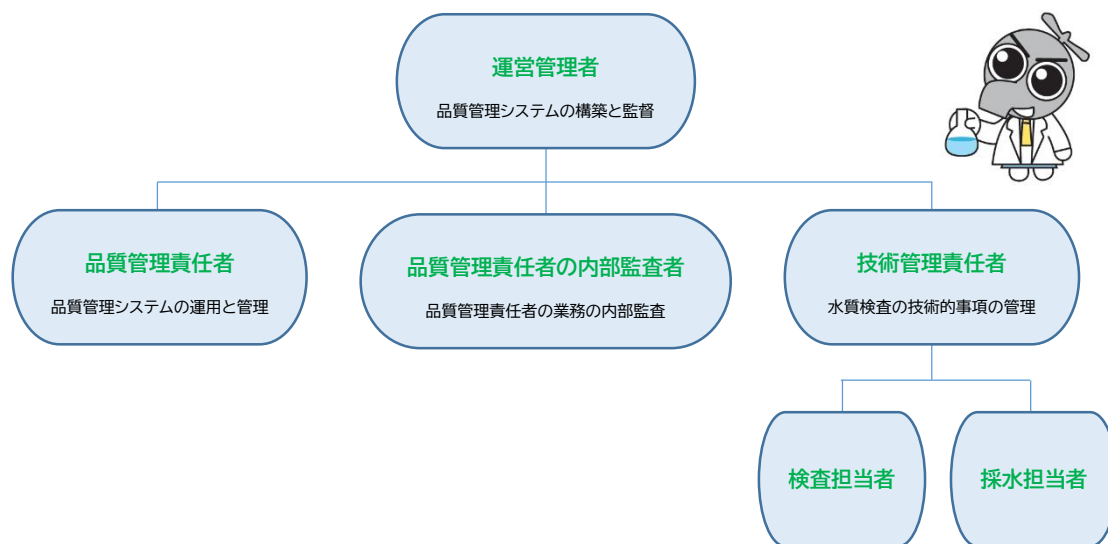
(1) 水質検査方法

水質検査は、浄水課水質検査室（第十浄水場内）で実施します。水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」、水質管理目標設定項目については厚生労働省健康局水道課長通知による方法、その他の項目については上水試験方法（日本水道協会）等に従って検査を実施します。

(2) 水質検査の精度と信頼性

水質検査の精度と信頼性を確保するため、令和元年7月に全ての水質基準項目について「水道水質検査優良試験所規範（水道 GLP）」の認定を取得し、4年毎に更新しています。

水道 GLP に基づき、運営管理者、品質管理責任者、技術管理責任者などを配置することで責任を明確化し、文書や記録の管理、試料の採取から検査結果の発行までの手順、精度管理、内部監査、教育訓練等について具体的に文書化して定め、信頼性の高い水質検査のための組織体制を整えています。



水道水質検査優良試験所規範（水道 GLP : Good Laboratory Practice）

水道 GLP とは、水道水質検査結果の精度と信頼性保証を確保するため、公益社団法人日本水道協会（JWWA）により定められた認定制度で、同協会の水道 GLP 認定委員会による厳正な審査に合格する必要があります。

この認定の取得は、水道水質検査において必要となる品質管理システム及び技術的能力を有する優良な水道水質検査機関の証明となります。



JWWA-GLP142

（水道 GLP 認定マーク）

(3) 精度管理

ア 内部精度管理

水道 GLP の規程に従って、定量下限値における内部精度管理を年1回以上、濃度未知の試料における内部精度管理を適宜行います。

イ 外部精度管理

環境省や徳島県が実施する外部精度管理に参加します。

5 採水の場所

採水の場所は表1のとおりです。（【給水栓検査地点図】参照）

表1 採水の場所

給水栓毎日検査 (蛇口)	代表給水栓(蛇口)	調査給水栓(蛇口)	浄水施設出口	原水
市内給水栓 19 か所 (内5か所は自動水質測定装置により測定)	城東小学校 (西の丸系)	眉山公園 (法花谷系)	地下水系統 (第十浄水場)	第1水源 (予備水源)
	津田小学校 (法花谷系)	中津山ポンプ所 (法花谷系)	表流水系統(1系) (第十浄水場)	第2水源 1号井
	大久保ポンプ所 (多家良系)	北山ポンプ所 (法花谷系)	表流水系統(2系) (第十浄水場)	第2水源 2号井
	しらさぎ台集会所 (しらさぎ台系)	宮井小学校 (多家良系)	佐古系統 (佐古配水場)	第3水源 1号井
	上八万小学校 (一宮低区系)	城南台ポンプ所 (一宮低区系)	蔵本系統 (第3水源)	第3水源 3号井
	南丁ポンプ所 (一宮高区系)	入田小学校 (一宮高区系)		第4水源
	川内北小学校 (直送系)	北井上中学校 (国府系)		第5水源
	不動小学校 (国府系)			第6水源
	佐古コミュニティセンター (佐古系)			第7水源
	蔵本公園 (第3水源系)			
地下水系統 表流水系統 佐古系統 蔵本系統				

【給水栓検査地点図】



給水栓毎日検査

① 応神町	⑨ 富田橋	⑰ 大原町
② 川内町	⑩ 津田本町	⑱ 上方町
③ 北沖洲	⑪ 北田宮	⑲ 東沖洲
④ 丈六町	⑫ 北島田町	
⑤ 上八万町	⑬ 南佐古	
⑥ 国府町	⑭ 南庄町	
⑦ 不動東町	⑮ 川内町	
⑧ 名東町	⑯ 入田町	

⑮～⑲は自動水質測定装置

代表給水栓

㊦ 城東小学校	① 佐古コミュニティセンター
㊧ 津田小学校	① 蔵本公園
㊨ 大久保ポンプ所	
㊩ しらさぎ台集会所	
㊪ 上八万小学校	
㊫ 南丁ポンプ所	
㊬ 川内北小学校	
㊭ 不動小学校	

調査給水栓

㊮ 眉山公園
㊯ 城南台ポンプ所
㊰ 中津山ポンプ所
㊱ 北山ポンプ所
㊲ 宮井小学校
㊳ 入田小学校
㊴ 北井上中学校

6 定期の水質検査

(1) 給水栓毎日検査

法に基づいて、水道水の色、濁り及び消毒の残留効果について、1日1回以上検査することが義務づけられています。本市では、市内の給水栓14か所で検査し、5か所で自動水質測定装置による監視を行います。

表2 給水栓毎日検査の検査頻度

市内給水栓(14か所)

No.	項目	基準値	検査頻度(回/日)
1	色	異常でないこと	1
2	濁り	異常でないこと	1
3	消毒の残留効果	0.1 mg/L 以上	1

自動水質測定装置(5か所)

No.	項目	基準値	検査頻度
1	色度	5 度以下	常時
2	濁度	2 度以下	常時
3	残留塩素濃度	0.1 mg/L 以上	常時

(2) 水質基準項目

法に基づいて定められており、全52項目となっています。このうち、表4のNo.1,2,39,47~52の9項目については、おおむね月1回以上、No.43,44の2項目については、発生時期におおむね月1回以上、その他の項目については、おおむね3か月に1回以上検査することとされています。また、一部の項目については、特定の要件を満たすことにより、検査の回数減や省略が可能とされています。

原水については、表4のNo.22~32(消毒副生成物)及びNo.49を除く項目をおおむね年1回以上検査することとされています。

本市では、検査の回数減や省略が可能な項目についても、定められた回数の検査を実施します。採水の場所は、給水栓を原則としますが、配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合は、浄水施設出口で採水します。

表3に示す項目については、濃度が高くなる時期に監視を強化します。

表3 監視を強化する水質項目

系統又は場所	項目	期間
大久保ポンプ所 南丁ポンプ所 眉山公園	消毒副生成物 (クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブ ロモクロロメタン、総トリハロメタン、トリクロロ 酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム)	気温及び水温が高い時期
表流水系統 処理工程 表流水系統 浄水施設	アルミニウム及びその化合物	気温及び水温が高い時期
第4水源 第6水源 表流水系統 処理工程 表流水系統 浄水施設 表流水系統 給水栓	かび臭物質 (ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール)	発生時期
眉山公園	鉄及びその化合物、臭気、色度、濁度	通年

表 4 水質基準項目の検査頻度

No.	項目	基準値	法定検査頻度 (代表給水栓が対象)	代表給水栓	調査給水栓	浄水施設出口	原水	備考
1	一般細菌	100 個/mL以下	月1回以上	12	12	12	12	病原生物による 汚染の指標
2	大腸菌	検出されないこと	〃	12	12	12	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	3ヶ月に1回以上	4		4	4	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	〃	1		4	1	無機物／重金属
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	〃	4		4	4	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	〃	4		4	4	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	〃	4		4	4	
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	〃	4		4	4	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	〃	12	12	12	12	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	〃	4		4	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	〃	12	12	12	12	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	〃	12	12	12	12	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	〃	4		4	4	一般有機物
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	〃	4		4	1	
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	〃	4		4	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	〃	4		4	1	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	〃	4		4	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	〃	4		4	1	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	〃	4		4	1	
20	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/L以下 (PFOS及びPFOAの量の和)	〃	1		4	1	
21	ベンゼン	0.01 mg/L以下	〃	4		4	1	
22	塩素酸	0.6 mg/L以下	〃	12	12	12		消毒副生成物
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	〃	4		4		
24	クロロホルム	0.06 mg/L以下	〃	4		4		
25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	〃	4		4		
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	〃	4		4		
27	臭素酸	0.01 mg/L以下	〃	4		4		
28	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	〃	4		4		
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	〃	4		4		
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	〃	4		4		
31	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	〃	4		4		
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	〃	4		4		着色
33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	〃	4		4	4	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	〃	4		4	4	
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	〃	4		4	4	味
36	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	〃	4		4	4	
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	〃	4		4	4	着色
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	〃	4		4	4	
39	塩化物イオン	200 mg/L以下	月1回以上	12	12	12	12	味
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	3ヶ月に1回以上	4		4	4	
41	蒸発残留物	500 mg/L以下	〃	1		4	1	発泡
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	〃	1		4	1	
43	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	発生時期に 月1回以上	発生時期に 月1回以上		発生時期に 月1回以上	発生時期に 月1回以上	におい
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	〃	〃		〃	〃	
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	3ヶ月に1回以上	1		4	1	発泡
46	フェノール類	0.005 mg/L以下	〃	1		4	1	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	月1回以上	12	12	12	12	味の
48	pH値	5.8 以上 8.6 以下	〃	12	12	12	12	
49	味	異常でないこと	〃	12	12	12		
50	臭気	異常でないこと	〃	12	12	12	12	
51	色度	5 度以下	〃	12	12	12	12	
52	濁度	2 度以下	〃	12	12	12	12	基礎的性状

配水施設内で濃度が上昇しないため検査回数を減らし、浄水施設出口で検査を実施します。

大久保ポンプ所と南丁ポンプ所は6回(/年)検査を実施します。

眉山公園は12回(/年)検査を実施します。

眉山公園は3回(/年)検査を実施します。

表流水系統は6回(/年)検査を実施します。

第1水源(予備水源)は4回(/年)検査を実施します。

第2水源、第3水源は4回(/年)検査を実施します。

7 水質管理のための水質検査

(1) 水質管理目標設定項目

水質管理上留意すべき項目として、目標値が定められており、全26項目となっています。水質基準項目と同時に検査可能な項目については、同じ回数の検査を実施し、その他の項目については、原水の水質が最も悪化する時期に検査を実施します。採水の場合は、給水栓を原則としますが、配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合は、浄水施設出口で採水します。当市では、表5に示す頻度で検査を実施します。

表5 水質管理目標設定項目の検査頻度

No.	項目	目標値	代表給水栓	調査給水栓	浄水施設出口	原水	備考	
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L以下	4		4	4	無機物／重金属	
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L以下(暫定)	4		4	4		
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L以下	4		4	4		
削除	削除(亜硝酸態窒素)	水質基準項目に移行されました。(平成26年4月1日)						一般有機物
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	4		4	1		
削除	削除(トランス-1,2-ジクロロエチレン)	水質基準項目に移行されました。(平成21年4月1日)						
削除	削除(1,1,2-トリクロロエタン)	削除されました。(平成22年4月1日)						
8	トルエン	0.4 mg/L以下	4		4	1		
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L以下	1		1	1	消毒副生成物	
10	亜塩素酸	0.6 mg/L以下						
削除	削除(塩素酸)	水質基準項目に移行されました。(平成20年4月1日)						
12	二酸化塩素	0.6 mg/L以下						
13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下(暫定)	1		1			
14	抱水クロラール	0.02 mg/L以下(暫定)	1		1		農業	
15	農業類	1 以下	1			1		
16	残留塩素	1 mg/L以下	12	12	12		におい	
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10～100 mg/L	4		4	4	味	
18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L以下	1		1	1	色	
19	遊離炭酸	20 mg/L以下	1		4	1	味	
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/L以下	4		4	1	におい	
21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02 mg/L以下	4		4	1	一般有機物	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下					味	
23	臭気強度(TON)	3 TON以下	1		1	1	におい	
24	蒸発残留物	30～200 mg/L	1		4	1	味	
25	濁度	1 度以下	12	12	12	12	基礎的性状	
26	pH値	7.5 程度	12	12	12	12	腐食	
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1～0	1		4	1		
28	従属栄養細菌	2000 個/mL以下(暫定)	1	1	1		水道施設の健全性の指標	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	4		4	1	一般有機物	
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L以下	4		4	4	色	
削除	削除(ペルフルオロオクタンサルホン酸(PFOS) ペルフルオロオクタン酸(PFOA))	水質基準項目に移行されました。(令和8年4月1日)						一般有機物

代表給水栓のうち大久保ポンプ所で検査を実施します。

表流水系統は6回(/年)検査を実施します。

第2水源、第3水源は4回(/年)検査を実施します。

水系及び水源種別の代表として、第3水源、第4水源、第6水源、第7水源で検査を実施します。

第1水源(予備水源)は4回(/年)検査を実施します。

「亜塩素酸」「二酸化塩素」 該当する消毒剤を使用していないため、検査を省略します。

「農業類」 散布時期を考慮して検査を実施します。

「消毒副生成物」 塩素消毒の際に生成する物質であるため、原水では検査を省略します。

「過マンガン酸カリウム消費量」 水質基準項目の有機物(全有機炭素(TOC)の量)の検査で代替できるため、検査を省略します。

「従属栄養細菌」 消毒効果の低下や滞留に伴い増加することから、配水系統での細菌繁殖等による水質劣化の評価指標となるため、原水では検査を省略します。

(2) クリプトスポリジウム等及び指標菌

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」によって、クリプトスポリジウム等による汚染のレベル4及びレベル3の水源においては、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌を検査すること、レベル2の水源においては、3か月に1回以上、原水の指標菌を検査することとされています。当市では、表6に示す頻度で検査を実施します。

表6 クリプトスポリジウム等及び指標菌の検査頻度

項目	第1水源 (レベル3)	第2水源 (レベル2)	第3水源 (レベル2)	第4水源 (レベル2)	第5水源 (レベル1)	第6水源 (レベル4)	第7水源 (レベル1)	備考
クリプトスポリジウム等	1			1		12		
大腸菌	4	12	12	12	12	12	12	指標菌
嫌気性芽胞菌	4	4	4	4	1	12	1	指標菌

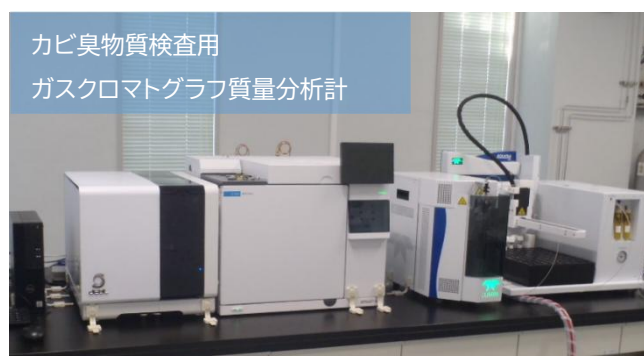
(3) 水質管理のための独自項目

原水及び浄水の水質を把握するために必要な項目について、水質管理の必要性に応じた頻度で独自に検査を実施します。検査頻度は、表7のとおりです。

表7 水質管理のための独自項目の検査頻度

No.	項目	代表給水栓	調査給水栓	浄水施設出口	原水	備考
1	電気伝導率	12	12	12	12	基礎的性状
2	アルカリ度	1		4	1	
3	酸度	1		4	1	
4	侵食性遊離炭酸	1		4	1	腐食
5	硫酸イオン	12	12	12	12	無機物
6	アンモニア態窒素				4	

第1水源(予備水源)は、4回(/年)検査を実施します。



(4) 河川の水質調査のための項目

表流水水源の水質状況を把握、監視するために吉野川水系の河川水質調査を実施します。調査地点及び調査頻度は、表8のとおりです。

表8 河川の水質調査のための項目の検査頻度

No.	項目	第6水源取水口 第十堰	柿原堰 学島橋 脇町潜水橋
1	大腸菌数	12	6
2	亜硝酸態窒素	12	6
3	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	6
4	フッ素及びその化合物	12	6
5	ナトリウム及びその化合物	12	6
6	塩化物イオン	12	6
7	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	12	6
8	ジェオスミン	12	6
9	2-メチルイソボルネオール	12	6
10	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	6
11	pH値	12	6
12	臭気	12	6
13	色度	12	6
14	濁度	12	6
15	大腸菌群	12	6
16	電気伝導率	12	6
17	アルカリ度	12	6
18	硫酸イオン	12	6
19	アンモニア態窒素	12	6
20	遊離シアン	12	6
21	総窒素	12	6
22	総リン	12	6
23	生物化学的酸素要求量(BOD)	12	6
24	浮遊物質質量	12	6
25	溶存酸素	12	6
26	酸素飽和百分率	12	6
27	紫外線吸光度	12	6
28	クロロフィルa	12	
29	生物調査	12	

8 臨時の水質検査

次のような場合は、臨時の水質検査を実施します。水質基準項目 52 項目のうち No.1,2,39 及び 47～52 の 9 項目及びその状況に応じて必要な項目の水質検査を実施します。

- 水源の水質が著しく悪化したとき。
- 水源に異常があったとき。
- 水源付近・給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- 浄水過程において異常があったとき。
- 送配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- その他、特に検査が必要と認められるとき。

9 給水開始前の水質検査

法により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合は、給水開始前に水質検査が義務づけられています。この要件を満たす場合は、水質基準項目 52 項目及び消毒の残留効果について水質検査を実施します。

10 検査の請求を受けたときの水質検査

お客さまが水道水に異常を発見し、水質検査の請求を受けたときは、必要に応じて現場確認を行い、状況に応じて必要な項目の水質検査を実施し、結果を報告します。

11 水質検査の委託

次の検査項目は、外部の検査機関等に委託して検査を実施します。

No.	項目
1	毎日検査(市内 14 か所)
2	水質管理目標設定項目のうち農薬類の項目
3	クリプトスポリジウム等
4	河川表流水の生物調査
5	河川水質の指標となる項目のうち次の項目 総窒素(T-N)、総リン(T-P)、浮遊物質(SS)、クロロフィル a

12 関係機関との連携

安全で良質な水道水をお届けするために、国、徳島県の関係機関及び吉野川水系から取水する水道事業体などとの情報共有に努めます。水質異常や水質汚染事故が発生したときは、本市策定の「水質汚染事故対策マニュアル」、「クリプトスポリジウム等対策マニュアル」、「表流水異臭味対応マニュアル」、「高濁度原水への対応マニュアル」、「テロ対策マニュアル」に従って対応します。

13 水質検査計画と検査結果の公表

(1) 水質検査計画の公表

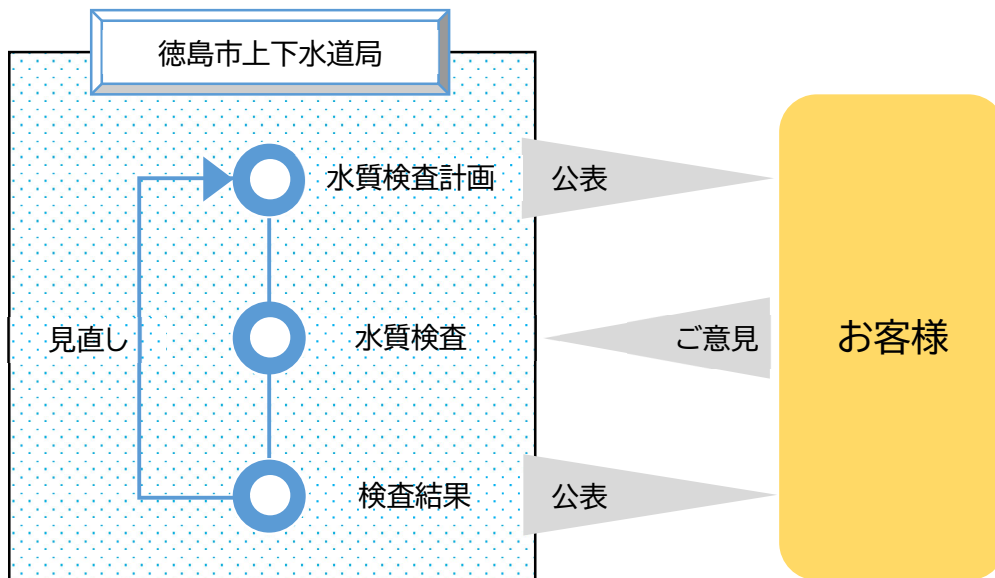
水質検査計画は、計画年度開始前にホームページに掲載して公表します。

(2) 水質検査計画の見直し

お客様からのご意見や水質検査結果を参考にして毎年度、水質検査計画の見直しを実施します。

(3) 水質検査結果の公表

主要な水質検査結果は、徳島市上下水道局ホームページや広報紙「とくしま市の上下水道だより」に掲載して公表します。より詳しいデータは、上下水道事業年報に掲載して公表します（徳島市上下水道局ホームページで閲覧可能）。



お客様に、より安心、快適に水道水をご利用いただくため、定期的に水質検査を行っています。本年度も水質検査計画を公表いたしますので、計画についてのお客様のご意見をお寄せください。お客様からのご意見は、今後の水質検査計画にあたり、参考とさせていただきます。

水質検査計画に関するお問い合わせ先
徳島市上下水道局 浄水課 水質検査室 〔所在地〕 〒779-3214 徳島県名西郡石井町藍畑第十 262 番の 4 〔TEL〕 088-674-1334 〔FAX〕 088-674-2860 〔E-mail〕 suido_josui@city-tokushima.i-tokushima.jp